

2. 主要建設機械保有台数

2. 1 主要建設機械保有台数の地域比率

製造業者及び商社等がアフターサービスなどのために管理している機械の台数を最終需要者が保有していると考えて、建設機械保有台数と見なした。

調査対象機械は、下記の主要建設機械とする。

- ① 履带式ブルドーザ(ハンドガイドを除く)
- ② 油圧式ショベル系掘削機(ハンドガイドを除く)
- ③ 履带式トラクタショベル
- ④ 車輪式トラクタショベル
- ⑤ 油圧式トラッククレーン
- ⑥ 機械式トラッククレーン
- ⑦ ホイールクレーン(ラフテレーンクレーンを含む)

建設機械保有台数の調査結果を表－3に示す。

2. 2 補正係数を用いた推定保有台数

主要建設機械の管理台数の調査結果に、未回答の企業の管理台数を平成23年度の販売台数のシェア比率を用いて補正した台数を推定保有台数とした。

推定保有台数は、下記の方法により算出した。

$$K = \frac{k \times (H + h)}{H}$$

K: 推定保有台数

k: 調査管理台数(管理台数を回答した企業が管理している全管理台数)

H: 管理台数を回答した企業が販売した台数

h: 管理台数が未回答の企業が販売した台数

また、業種別保有台数は、10ヶ年分の業種別販売比率をKに乘じ求めた。

推定した結果は、全国保有台数として表－4に示す。

主要建設機械推定保有台数の推移を図－1に示す。

2.3 環境対策型建設機械、超小旋回型機種、情報化施工機器の補正係数を用いた推定普及台数

環境対策型建設機械、超小旋回型機種、情報化施工機器の管理台数の調査結果に、未回答の企業の管理台数を平成23年度の管理台数のシェア比率を用いて補正した台数を推定保有台数とした。調査対象機械は、2.1に示す主要建設機械のうち下記に該当する建設機械とする。

(1) 環境対策型建設機械

- ① 超低騒音型建設機械
- ② 低騒音型建設機械
- ③ 低振動型建設機械
- ④ 排出ガス対策型建設機械

(第1次基準値、第2次基準値、第3次基準値、オフロード法 2006 年基準適合、オフロード法 2011 年基準適合含む))

(2) 超小旋回型機種

- ① 超小旋回型油圧ショベル
- ② 後方超小旋回型油圧ショベル

(3) 情報化施工機器

推定普及台数は、下記の方法により算出した。

$$F = \frac{K \times f}{k1}$$

F: 推定普及台数

K: 推定保有台数

f : 調査普及台数(環境対策型建設機械、超小旋回型機種、情報化施工機器の管理台数を回答した企業が管理している環境対策型建設機械、超小旋回型機種、情報化施工機器の普及台数)

k1: 環境対策型建設機械、超小旋回型機種、情報化施工機器の管理台数を回答した企業が管理している全管理台数

推定した結果は、環境対策型建設機械、超小旋回型機種、情報化施工機器の補正係数を用いた推定普及台数として表-5に示す。

2. 4 環境対策型建設機械、超小旋回型機種、情報化施工機器の補正係数を用いた推定普及台数の地域比率

環境対策型建設機械、超小旋回型機種、情報化施工機器の補正係数を用いた推定普及台数をもとに地域比率を算出した。調査対象機械は、下記の主要建設機械とする。

- ① 履帯式ブルドーザ(ハンドガイドを除く)
- ② 油圧式ショベル系掘削機(ハンドガイドを除く)
- ③ 履帯式トラクタショベル
- ④ 車輪式トラクタショベル
- ⑤ 油圧式トラッククレーン
- ⑥ 機械式トラッククレーン
- ⑦ ホイールクレーン(ラフテレーンクレーンを含む)

主要建設機械の環境対策型建設機械、超小旋回型機種、情報化施工機器の管理台数の調査結果に、未回答の企業の管理台数を平成23年度の販売台数のシェア比率を用いて補正した台数を推定保有台数とした。

推定保有台数は、下記の方法により算出した。

$$L = \frac{l \times (H + h)}{H}$$

L: 地域別の環境対策型建設機械、超小旋回型機種、情報化施工機器の推定保有台数

l: 地域別の環境対策型建設機械、超小旋回型機種、情報化施工機器の調査管理台数(管理台数を回答した企業が管理している全管理台数)

H: 管理台数を回答した企業が販売した台数

h: 管理台数が未回答の企業が販売した台数

推定した結果は、推定普及台数の地域比率として表-6に示す。